

## 令和4年9月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
9月7日	9月27日	<p><b>図書館の植木の件について</b> 沼津市立図書館の石の前に植木がおおっていて、1mまで近くにいかないと図書館の標示がわかりません。図書館及び市の職員さんに申し上げても改善がありません。 たとえば道路上で赤信号の時、植木がなければ市外、県外の人にもここが図書館なのかと分かります。 もう一つ、親子が歩いて表示の前を通り、子供が「あの字なんて読むの」とか、10000分の1組くらいの親子でそんな話が出たらいい事だと思います。</p> <p>図書館をもっと開放しましょう。 表示石を植木を切ってハッキリと。</p>	<p>日頃より図書館をご利用いただきまして重ねて感謝いたします。</p> <p>市立図書館の正面玄関前には、低木のツツジを中心に、高木や中木の樹木を配置して、市民の皆さまに親しみやすい空間を演出しております。 ご指摘いただきました「沼津市立図書館」の石の表示は、ツツジの植込みの中に配置しており、その樹木管理につきましては、年に1回、花が終わった後に次の年にも花の見ごろが望めるよう丁寧に剪定を行っております。 この季節のツツジの刈込みは、翌年の開花に影響があることから剪定を控えておりますが、次回の刈込に際しては、石の表示にも配慮した剪定を行い、適正に管理してまいります。 また、併せて図書館建物の表示や周知につきましても、誰もが気づきやすいように、掲示板等の案内を工夫するとともに、ホームページ等で場所の周知に努めてまいります。</p>	図書館
9月20日	10月5日	<p><b>西浦のキャンプ場「市民の森」</b> 家族で毎年1～3回利用させていただいております。とてもいい場所でお気に入りなのですが、子供達がトイレをこわがっております。ただでさえ和式のトイレが苦手なのですが、入口が常事開放されているため虫が大量に入っており困っています。他の施設のトイレで見たことあるのですが、出入口にも扉をつけていただき、便座を洋式に変えていただけたら子供たちの不安もなくなりもっと笑顔で楽しく過ごせます。わがまますを申し上げて恐縮ですが、どうかご検討宜しくお願い致します。</p>	<p>日頃より市民の森をご利用頂き誠にありがとうございます。</p> <p>トイレ入口への扉の設置につきましては、一般的な屋外公共トイレにおける指針に従い、防犯上の観点から、現時点では、設置の予定はございません。 また、トイレの洋式化につきましては、これまでも利用者の利便性向上のため、検討を行ってまいりましたが、山間部の施設のため、大雨時などに雨水や泥により床などが汚れやすくなっており、施設の維持管理の面から和式トイレのままとしておりますが、トイレの清掃作業を強化し、利用者の皆様に気持ちよく使用していただけるよう環境改善に努めてまいります。 市民の森につきましては、民間や有料による公共施設などの設備の充実したキャンプ場とは異なり、多くの方に気軽に施設利用いただけるよう無料で開放している施設となっており、「自然と人間の調和」をテーマに、貴重な自然環境の保全を図り、豊かな自然と触れ合い、そこで楽しむ中で自然の大切さを体感できる野外活動の場を提供したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>	緑地公園課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
9月26日	10月12日	<p><b>水道の取水口の冗長化</b>  静岡市清水区にて、台風15号による大雨などの影響により約5万5000戸が断水しました。原因は、河川の氾濫により「興津川承元寺取水口」に土砂や流木などが大量に流れ込み、河川からの取水ができない状態になったためとのこと。対象地区の市民生活に影響を及ぼす取水口が1か所しかなく、そこが被害を受けると断水する、脆弱なインフラであると感じました。沼津市は、取水口がこのような被害を受け復旧のめどが立たない状況になるリスクに対し、どのような冗長化体制が取られているのでしょうか？</p>	<p>日頃より沼津市の水道事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。  本市では、主に深井戸から取水しており、河川水より直接取水している水源はありませんので、この度の台風を例とした大雨による河川氾濫で取水に影響を及ぼす可能性は低いものと想定しています。  しかしながら、沼津市では、水源が被害を受けた場合におきましても、他の水源より水を融通する体制を整え有事に備えております  今後も、安心・安全な水を安定的に送りとどけられるよう、引きつづき水道施設の維持管理及び設備更新に努めて参りますので、水道事業に対してのご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>	上水道工務課
9月26日	10月14日	<p><b>沼津市会計年度任用職員採用選考基準</b>  9月上旬に標記採用選考に6種を応募し、数日後に郵送にて企画部人事課より書類選考で全6種の不採用通知が届きました。ハローワーク求人票の条件では、全6職共通で年齢不問、学歴不問、必要な経験等不問、PCの基本操作ができることとなり、書類の提示内容は、氏名、年齢、住所、学歴、職歴程度です。このような内容で、数日以内に6部門より書類レベルで不採用とされたことに、書類のどこに不採用な事項があるのか理解できない。また、採用者と不採用者の差がどこにあるのか理解できない。一般的に書類で差がない場合に面接で判断するのではないかと、人事課に確認すると、人事秘だから話せないといわれました。人事秘の一言で済む話ではない。令和2年6月17日に、頼重市長より沼津市職員倫理規定を制定しましたが、その姿勢が感じられませんでした。制度作りは基本ですが、コンプライアンス意識作りなどどのように教育しているのか心配です。</p>	<p>会計年度任用職員の採用は、地方公務員法第22条の2において、競争試験又は選考によるものと規定されています。沼津市においては、選考基準に基づき、受験要件を満たす全ての応募者の方に対し、公平・公正に書類選考及び面接を実施しております。書類選考におきましては、その職の選考基準に照らし、応募書類により判断しております。  採否に関わる選考項目につきましては、沼津市情報公開条例第5条第4号の規定により、人事管理及び採用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としていることから公表しておりませんが、ご指摘いただきました職員の対応につきましては、公表していない理由の説明が不足していたことにつきましてお詫び申し上げます。  今後も、公平・公正な採用と職員の資質向上に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	人事課